

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 30.5.9 第 196 回国会第 16 号

5月9日(水)、第16回の委員会が開かれました。

1 労働基準法等の一部を改正する法律案(西村智奈美君外2名提出、衆法第17号)

雇用対策法の一部を改正する法律案(岡本充功君外4名提出、衆法第14号)

労働基準法の一部を改正する法律案(岡本充功君外4名提出、衆法第15号)

労働契約法の一部を改正する法律案(岡本充功君外4名提出、衆法第16号)

- ・提出者西村智奈美君(立憲)、岡本充功君(国民)、白石洋一君(国民)及び浅野哲君(国民)からそれぞれ提案理由の説明を聴取しました。

2 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第63号)

労働基準法等の一部を改正する法律案(西村智奈美君外2名提出、衆法第17号)

雇用対策法の一部を改正する法律案(岡本充功君外4名提出、衆法第14号)

労働基準法の一部を改正する法律案(岡本充功君外4名提出、衆法第15号)

労働契約法の一部を改正する法律案(岡本充功君外4名提出、衆法第16号)

- ・加藤厚生労働大臣、牧原厚生労働副大臣及び政府参考人並びに提出者長谷川嘉一君(立憲)及び岡本充功君(国民)に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

西村智奈美君(立憲)

- ・厚生労働大臣が裁量労働制の違法適用に係る野村不動産に対する特別指導の報告を受けた際、併せて同社での過労死が労災認定される方針についても報告されていたのではないかと。
- ・裁量労働制等の労働時間に関するデータについて、労働政策研究・研修機構(JILPT)に委託した調査によるものがあるにもかかわらず、別の不適切なデータを作成・使用したのは問題であり、そのプロセスをしかるべき体制の下で調査すべきではないかと。
- ・高度プロフェッショナル制度は、深夜の割増賃金が適用除外とされている上、対象業務の要件も長時間労働の抑制につながるものとなっておらず、導入すべきでないのではないかと。

初鹿明博君(立憲)

- ・野村不動産に特別指導を行った理由として、36協定に違反して労働させた人数等の数字を示すべきではないかと。
- ・労働基準法等改正案(立憲案)において、労働時間の延長の上限を内閣提出案より短くした理由を伺いたい。
- ・適切とされる睡眠時間等に鑑み、11時間の勤務間インターバルを義務付けるべきと考えるが、厚生労働大臣の見

解を伺いたい。

尾辻かな子君(立憲)

- ・野村不動産の過労死事案の労災請求に係る調査復命書に関して、復命から労災支給決定まで3か月もの期間を要したのは、異例なのではないかと。
- ・野村不動産の過労死事案に関して、労働基準局長は労災給付の支給決定について1月に報告を受けたと説明しているが、その時点で厚生労働大臣に報告したのか。
- ・時間外労働に関する近年の判例を踏まえ、内閣提出案の上限に近い時間外労働は、裁判所に「公序良俗に反する」と判断されることはないのか伺いたい。

柚木道義君(国民)

- ・今回の働き方改革の議論の中で、ハラスメント対策も検討すべきではないかと。
- ・野村不動産の過労死事案の労災請求に関し、復命から労災支給決定まで3か月近くかかった理由を明らかにしてほしい。
- ・JILPTの裁量労働制調査には規制緩和に関する質問のみで規制強化に関する質問がなく、再調査の必要があるのではないかと。

岡本あき子君（立憲）

- ・野村不動産の過労死事案は、是正指導段階での企業名公表制度の基準を適用すれば、企業名公表に該当する事例ではなかったか。
- ・厚生労働省は、裁量労働制について現状維持を望む者が約7割いるというJILPTのアンケート調査を意図的に強調しておらず、裁量労働制拡大のニーズがあるエビデンスとして十分なものとは言えないのではないか。
- ・高度プロフェッショナル制度の創設について、企業側だけでなく、労働者側からのニーズがどの程度あるのか示す必要があるのではないか。

山井和則君（国民）

- ・内閣提出案から高度プロフェッショナル制度の創設に関する部分を削除すべきではないか。
- ・裁量労働制の対象業務を拡大する法改正を行う際に、併せて高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者の年収要件の引下げを行う可能性はあるのか。
- ・高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者の実労働時間をどのように把握するつもりなのか。

岡本充功君（国民）

- ・高度プロフェッショナル制度の対象労働者については、実労働時間の把握に困難を伴うことを認めるべきではないか。
- ・高度プロフェッショナル制度の対象業務は法改正をしなくても拡大できるのではないか。
- ・新宿労働基準監督署が昨年12月に過労死として労災支給決定した2件のうちのいずれかは野村不動産の事案であることを確認したい。

高橋千鶴子君（共産）

- ・働き方改革が目指しているものは、労働者が自分や家族のための時間をしっかり持つことができる人間らしい働き方だと思うが、厚生労働大臣の考えを伺いたい。
- ・一般労働者の年間総実労働時間は2,000時間前後で推移しているが、年間2,000時間働くことについて、厚生労働大臣はどのようなイメージを持っているか。
- ・高度プロフェッショナル制度の対象労働者に対する年間104日以上の日確保措置の実施状況について、届出の半年後に一度限りの報告では、労働基準監督署において確認できないのではないか。

串田誠一君（維新）

- ・内閣提出案は、労働時間の短縮による生産性向上と労働環境の改善のどちらを目的としているのか。
- ・労働時間をタイムレコーダーで記録した後にサービス残業を行う実態を厚生労働大臣は把握しているか。
- ・労働時間の規制に関して、助言・指導の際に中小企業に配慮するという規定を設けるよりも、企業規模に応じた規制とすべきではないか。